

弘前霊園パンフレット広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弘前市が管理する弘前霊園についてのパンフレット（以下「パンフレット」という。）に掲載する広告の取り扱いに関し、弘前市有料広告取扱要綱（平成21年4月14日告示。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、パンフレットのうち市長が指定する場所とする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は次のとおりとする。

種類	1枠当たりの大きさ	色数	1枠当たりの掲載料
第1号広告	縦70mm×横80mm	1色	6,000円
第2号広告	縦70mm×横170mm	1色	12,000円

2 広告の掲載ページ数は、最大4ページとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載の申込みは、広告掲載の希望をする1事業者（以下「掲載希望者」という。）につき1枠とする。

2 掲載希望者は、弘前霊園パンフレット広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の案を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第5条 市長は、広告掲載に係る募集期間終了後、要綱に基づき、広告掲載の可否を決定し、弘前霊園パンフレット広告掲載決定通知書（様式第2号）により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下に準ずる電子データを提出しなければならない。この場合において、当該電子データの作成経費は、広告主の負担とする。

3 前条の規定による掲載希望者の件数が募集枠数を超えたときは、市内に主たる事業所を有する掲載希望者を優先し、抽選により決定するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則掲載開始期日から1年間とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(その他)

第7条 その他広告掲載に関し疑義が生じたときは、必要に応じて、広告主と市長で協議する。

附 則

この要領は、平成21年4月20日から施行する。

この要領は、平成24年5月15日から施行する。

この要領は、平成25年5月23日から施行する。

この要領は、平成27年6月12日から施行する。

この要領は、平成30年9月20日から施行する。

様式第1号（第4条第2項関係）

弘前霊園パンフレット広告掲載申込書

平成 年 月 日

（あて先）弘前市長

住所（所在地）_____

氏名（名称）_____

申込者 電話番号_____

FAX番号_____

代表者職氏名 印_____

担当者_____

弘前霊園パンフレットに広告を掲載したいので、弘前霊園パンフレット広告掲載取扱要領第4条に基づき、下記のとおり申し込みます。

1. 希望する広告の種類

	種類	1枠当たりの大きさ	色数	1枠当たりの掲載料
<input type="checkbox"/>	第1号広告	縦70mm×横80mm	1色	6,000円
<input type="checkbox"/>	第2号広告	縦70mm×横170mm	1色	12,000円

2. 広告の内容 別添原稿のとおり

3. 添付書類

（1）会社案内、パンフレット等（事業内容のわかるもの）

（2）「市税等納付状況確認に係る同意書」

※市税等（市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料）の納付状況を確認するために必要です。

備考

1 上記に掲げる添付書類以外の書類を求めることができます。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

様式第2号（第5条第1項関係）

弘前靈園パンフレット広告掲載決定通知書

平成 年 月 日

様

弘前市長

平成 年 月 日付けで申込みがありました弘前靈園パンフレットへの広告掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次の条件を付して掲載する。

広告掲載期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
広 告 掲 載 料	円
備 考	<p>①平成 年 月 日までに、広告掲載料を市会計課又は市指定金融機関に納入すること。</p> <p>②広告掲載にあたり、支障があると認めるときは、市はこの決定を変更し、または取消すことができるものとする。</p> <p>③前号による決定の変更又は取消しにより、申込者に損害が生じても、市は賠償の責任は負わないものとする。</p> <p>④市は広告掲載期間を延長することができる。この場合において、広告掲載料は変更しないものとする。</p>

2 掲載しない

理由